

令和6年度 所得税・個人住民税所得割が課税と見込まれる皆様へ

令和6年度日野市物価高騰対応重点支援給付金 (調整給付分)のご案内

物価高騰による市民の負担増を踏まえ、所得税、個人住民税の定額減税を行うことに伴い、減税できる額より課税額が少ない等の理由により満額の減税を受けられない方々に対し、減税の効果が平等となるよう差分を支給する給付金です。

！ 本給付金は必ず手続きが必要です

● 給付対象者

令和6年1月1日時点で日野市に住居登録がある方で、所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税可能額が当該納税者の「令和6年分推計所得税額」(令和5年分所得税額)又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回ると見込まれる方

定額減税可能額とは
(4万円×減税対象人数)

- ①所得税分減税額 (3万円×減税対象人数)
- ②個人住民税所得割分減税額 (1万円×減税対象人数)

減税対象人数とは

納税者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族 (16歳未満扶養親族を含む)の数

※減税対象人数となる「同一生計配偶者」は、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方となります

● 給付金の支給額

調整給付額は、下記の方法により算出します。

※控除不足額の合計を1万円単位で切り上げての支給となります

例) 控除不足額の合計が 2万5千円 の場合は、調整給付額は 3万円 となります。

調整給付額算出方法

所得税定額減税可能額
(3万円×減税対象人数)

令和6年分推計所得税額
(令和5年分所得税額)

所得税控除不足額

住民税定額減税可能額
(1万円×減税対象人数)

令和6年度分
個人住民税所得割額

住民税控除不足額

調整給付額
(1万円単位で切上げ支給)

「定額減税可能額(4万円×減税対象人数)」から「令和6年分推計所得税額」+「令和6年度分個人住民税所得割額」を引いた控除不足額の合計が「調整給付額」となります

※なお、令和6年分所得税額の確定や令和6年度分個人住民税の修正等により給付額に不足があることが判明した場合には、不足する額を令和7年度に改めて給付します

● 手続き期限

**令和6年
10月31日(木)**
消印有効

確認書に記載の【ユーザー名(ログインID)】と【パスワード】を下記に記入し、振込完了まで本紙を保管ください。

◎下記にて審査状況の確認ができます(本紙裏面の2次元コードより可能です)

ユーザー名(ログインID)	パスワード



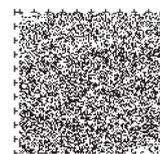
「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」にご注意ください。

- ・手続きに現金自動預払機(ATM)は、絶対に使用しません。
- ・給付金のご自宅を訪問することは、絶対にありません。
- ・自宅に日野市の職員などをかたる不審な電話や訪問があった場合は、最寄りの警察署か警察専用電話(#9110)にご連絡ください。



音声によるご案内 Uni-Voice

目が不自由な方などに音声でご案内するため「ユニボイス」というコードです。読み取り用アプリをダウンロードしてご利用いただけます。



令和6年度日野市物価高騰対応重点支援給付金 (調整給付分) 支給要件確認書の記入例

記入例注意事項

- ・該当項目を黒のボールペンなどで、はっきりと正確にご記入ください
- ・消せるタイプのペンや鉛筆の使用はできません

1

氏名と電話番号をご記入ください。
電話番号は日中連絡のとれる連絡先をご記入ください。

2

振込を希望する口座情報をご記入ください。
①本人確認書類の写しと②振込口座を確認できる書類の写しを合わせてご郵送ください。
※原則、申請者名義の口座をご記入ください。申請者名義以外の口座に振り込みを希望する場合は【代理人が受給する場合】の記載が必要です。

3

代理人が受給する場合にご記入ください。
※代理人が受給する場合は①～④の書類が必須です。本紙と合わせてご郵送ください。
①申請者本人確認書類の写し
②代理人本人確認書類の写し
③代理人の口座確認書類の写し
④申請者との関係が分かる書類の写し(同一世帯の方が代理人の場合は不要です)

▼ 確認書(裏面)

郵送での手続き方法
下記の項目すべてをご記入いただき以下の3点をご返送ください
〔本紙 + 本人確認書類の写し + 口座確認書類の写し〕

表面の内容に相違ないため返送いたします。 ※必要書類について詳しくは裏面をご確認ください

1 氏名 **日野 太郎** 電話番号 **080 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇**

【振込口座欄】※長期入出金のない口座は記入しないでください ※日中ご連絡のとれる連絡先をご記入ください

金融機関コード				金融機関名									
0	1	2	3	日野銀行									
支店コード			支店名			種別	口座番号						
1	2	3	日野支店			普通・当座	0	1	2	3	4	5	6
口座名義(カタカナ)※通帳の表記に合わせてください													
ヒノ タロウ													

2 郵送で手続きする場合は、下記の必要書類のうち、いずれか1点と本紙を必ず同封してください

① 本人確認書類の写し

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・在留カード

例: 住民基本台帳カード、パスポート、健康保険被保険者証、身体障害者手帳、年金手帳、介護保険被保険者証、生活保護受給証明書、精神障害者保健福祉手帳 など

② 口座確認書類の写し

- ・キャッシュカード
- ・通帳の見開きページ
- ・クレジットカード機能付キャッシュカード

※[金融機関名][口座番号][カタカナの口座名義]が確認できる部分をコピーしてください

※氏名変更があった場合は、氏名変更がわかる本人確認書類をご提出ください。
(変更前と変更後の氏名が記載されているもの) 例) 運転免許証表面と裏面・マイナンバーカードなど

※原則、口座振込ですが、口座振込による受け取りができない場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください
口座振込以外の支給の場合、支給の時期が遅くなります

3 代理人が受給する場合 お振込み口座がご本人では無く、代理人の場合に代理人欄をご記入ください

代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所 (ご本人と同一世帯の場合は住所の記入は不要)
日野 花子	西暦 19〇〇年 1月 1日	東京都日野市神明〇-〇-〇号
代理人電話番号	ご本人との関係性	代理人が受給する場合は、下記の必要書類①～④を本紙とあわせてご郵送ください。 ※同一世帯の方は④は不要です
090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 同一世帯 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input checked="" type="checkbox"/> その他(子)	

必要書類 ①世帯主の本人確認書類の写し ③代理人の口座確認書類の写し
②代理人の本人確認書類の写し ④世帯主との関係がわかる書類(戸籍謄本・登記事項証明書など)

手続き期限: 令和6年10月31日(木) 消印有効

オンラインでの手続きは左記2次元コードよりお進みください

※期限までに返送がない場合は、本給付金を受給することができません
※本給付金の受給を辞退する場合は、オンライン手続き及び確認書の返送は不要です

【送付先(郵送手続きの場合)】
〒191-0016 東京都日野市神明 1-11-12 日野神明郵便局 2階
日野市調整給付事務処理センター
※受付窓口でも確認書のご提出が可能です
【受付窓口】 日野市役所 1階西側 資産税課の横
【受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日休み)

ご不明な場合は、下記コールセンターへご連絡ください

進捗確認用2次元コード

右記の2次元コードから
審査状況を確認することが
できます



お問い合わせ

日野市調整給付コールセンター
TEL 050-3490-6980

受付時間 / 平日 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日休み)